

# 大田区立入新井第五小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和3年条例第18号。以下「条例」という。）第11条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定最終改定平成29年3月14日）及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）に基づき、大田区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立入新井第五小学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

## I 大田区立入新井第五小学校いじめ防止基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

基本方針は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

## II いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## III いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

## IV いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

### 1 いじめを生まない、許さない学校づくり

#### **いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う**

教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童

がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

## 2 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を推進する

### いじめられた児童を守る

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、家庭、地域社会その他の関係機関が連携し、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

### 児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

## 3 教員の指導力の向上と組織的対応

### 学校が一丸となって取り組む

学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

## 4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

### 社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む。保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通して、児童に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民及び関係機関は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力する。

# V 学校における取組

## 1 学校基本方針の策定

本校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定最終改定平成 29 年 3 月 14 日）、「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」（平成 26 年 7 月 10 日東京都・東京都教育委員会決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」に基づき、「入新井第五小学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、当該学年教員、養護教諭及びスクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区・教育委員会と連携し、速やかに、対策組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

## 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、保護者、地域、教育委員会及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の 4 つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

### (1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育、特別活動及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 学級担任は、いち早く学級内の児童の変化に気付く事ができる立場であることをしっかり自覚し、問題を抱えていると疑われている児童がいる場合は、積極的な働きかけをする。
- ・ 児童がいじめの問題について主体的に考え、児童が「いじめはいけない。」という活動を行う等いじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ・ 校内研修等OJTの充実等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・ インターネットによるいじめを防止するための入五小SNSルールを定め、啓発活動を行う。
- ・ 個人面談や教育相談、学校・学年だよりなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。

### (2) 早期発見

- ・ 日常的な会話や観察等を通して、児童の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するよう努める。
- ・ 児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談出来るように、いじめに認知件数の増加する5年生については、スクールカウンセラーによる全員面接を1学期に実施する。
- ・ 年2回のメンタルヘルスチェック調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ いじめに関する情報を全教職員で組織的に共有化する。
- ・ 管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行う事を通じ、複層的な視点から、児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で子供たちを守っているというメッセージを発する。
- ・ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。
- ・ 児童に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。

### (3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、全教職員で情報共有した上で、組織的に対応方針を決定する等、いじめの解消に向けた対応をする。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導するとともに保護者にも連絡、連携を図る。
- ・ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組や誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。
- ・ 学校だよりや保護者会の開催等により、保護者と情報を共有する。
- ・ 単に謝罪をもって安易にいじめは解消したとすることなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること及びいじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できな

れば、解消している状態とはいえないことを踏まえ、いじめられた児童及び、いじめた児童・については、引き続き様子を注意深く観察する。

#### **（４）重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第２８条、３０条）**

- ・ いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察などの関係機関と連携した対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。